

事務連絡
令和3年8月2日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
事業部

技術検定受検禁止措置基準、監督処分基準の改正にかかるパブリックコメント
結果の公表及び改正基準の施行にかかるプレスリリースについて（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記パブリックコメントの実施については、令和3年6月30日付で情報提供いたしておりますが、国土交通省よりパブリックコメント結果の公表及び改正基準の施行にかかるプレスリリースに関して情報提供がありました。

つきましては、ご多忙の折り誠に恐縮ですが、貴会会員の皆様に周知賜りますようお願い申し上げます。

以上

（パブリックコメント結果）

- ・建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155210314&Mode=1>

- ・建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の改訂

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155210313&Mode=1>

（プレスリリース）

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00064.html

【担当】事業部 沖村

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

令和3年7月26日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置
に関する基準の改正案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和3年6月21日から令和3年7月20日まで、建設業法施行令第41条第3項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準の改正案に関する意見の募集を行いましたところ、計3件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。また、当意見募集に直接関係しないご意見は掲載しておりませんが、今後の施策の推進に当たり、参考にさせていただきます。

今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

寄せられたご意見及び国土交通省の考え方

主なご意見(概要)	国土交通省の考え方
<p>○不正に対する罰則強化は、同意できる。 ただし、実務経験を記載、証明するにあたり工場の種類、例えば「電気工事」と「電気通信工事」の内容が曖昧ではないか。 1級電気通信施工管理技士の技術検定試験において記載されている「電気通信設備」の内容は「有線電気通信設備」「無線電気通信設備」「放送機械設備」「データ通信設備」と書かれており、さらに試験センターの説明図に依れば、いずれの設備もインフラ側の設備を指している。 しかるに、世間一般では(官庁発注物件も含め)構内の放送設備であったり映像表示設備において「電気工事」で発注されたり「電気通信工事」で発注されたりしており、実務経験を記載した証明するにあたり根拠が曖昧である。 罰則を強化するのであれば、上記のようなグレーゾーンも同時になくすべきと考える。</p>	<p>○当該基準の改正に関しては賛同のご意見として承ります。 また、不正受検防止対策を踏まえ、令和3年度技術検定より、受検の手引きの記載内容について、より分かりやすい記載とすることを目的とした見直しを行っております。頂いたご意見も踏まえ、今後も検討を続けてまいります。</p>

令和3年7月26日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の改訂案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和3年6月21日から令和3年7月20日まで、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」（平成14年3月28日国総建第67号）の改訂案に関する意見の募集を行いましたところ、計3件の御意見をいただきましたが、当該改訂案に直接関わる御意見ではございませんでした。

当意見募集に直接関係しない御意見・御質問は掲載しておりませんが、今後の参考とさせていただきます。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年7月26日
不動産・建設経済局建設業課

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」等の改正について

技術検定の不正受検や粗雑工事への対策を強化するため、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」を改正し、不正に資格等を取得した技術者を工事現場に配置した建設業者や、粗雑工事等により工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた建設業者に対する監督処分を強化しました。また、「技術検定の受検禁止の措置に関する基準」を改正し、受検者の出願に関する不正行為に係る受検禁止措置を強化しました。

1.背景

- 建設業法に基づく国家資格である技術検定において、複数の企業の社員が、所定の実務経験を充足せず受検し、施工管理技士の資格を不正に取得。また、これらの社員を監理技術者等として配置していた事態が発生。この事態を踏まえ、昨年8月に「技術検定不正受検防止対策検討会」を設置し、同年11月に講ずべき防止対策について提言をとりまとめ、その中で監督処分の厳格化等について検討すべき旨が提言されたところ。
- 近年、建設業者の粗雑工事に関する社会的に注目を集める事案が相次いでいることから、粗雑工事を行った建設業者への対応の厳格化が必要。
- また、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）の一部規定が令和2年12月25日に施行されたことを受け、建設業者が同法に違反した際の監督処分の基準について、明確化が必要。

2.改正の概要

（1）監督処分の基準

（ア）主任技術者等の不設置等に係る営業停止処分の強化

- 技術検定の受検又は監理技術者資格者証の交付申請に際し、虚偽の実務経験の証明を行うことによって、不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合には、30日以上の営業停止処分とする。

（イ）粗雑工事等による重大な瑕疵に係る営業停止処分の強化

- 施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは、15日以上の営業停止処分とする。
- ただし、低入札価格調査が行われた工事においては30日以上の営業停止処分とする。

（ウ）賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行に伴う改正

- 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられた場合は3日以上の営業停止処分とする。
- 法第33条第2項に規定する指示処分を受けた場合に、建設業法に基づく指示処分とする。
- 法第34条第2項の規定により、特定賃貸借契約の締結について勧誘を行うことを停止すべき命令を受けた場合は3日以上の営業停止処分とする。

（2）受検禁止の措置に関する基準

- 虚偽の出願における3年の受検禁止に加え、制度の不理解等による出願に関する不正行為についても、原則1年の受検禁止とする規定を追加。

【お問い合わせ先】

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 酒井、高橋、山田、久原、太田
TEL：03-5253-8111（内線24744、24754、24785）直通：03-5253-8277
FAX：03-5253-1553